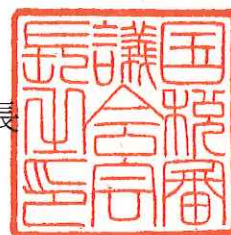


税理士試験免除決定通知書

令和2年3月31日

だいなり

国税審議会会長



令和元年12月17日付で提出された税理士試験免除申請書については、審査の結果、全科目について税理士試験を免除することに決定しましたから通知します。

免除事由

税理士法第11条第2項の規定により通知された科目	簿記論 財務諸表論 住民税
税理士法第7条第2項又は第3項の規定により認定された科目	上記以外の税法に属する科目
税理士法第8条の規定により受験を免除された科目	